

類別: 器39 医療用鉗子
 一般医療機器 鉗子 JMDN: 10861001
 販売名: 外科鉗子

【禁忌・禁止】

- ・本製品を曲げ、切削、打刻(刻印)等の二次的加工(改造)することは、折損等の原因となるので絶対に行わないこと

* 【形状・構造及び原理等】

1. 形状(代表的形状)

止血鉗子



サチンスキー鉗子



ケイリス鉗子



布鉗子



肺把持鉗子



カスタネダ鉗子



ツッペル鉗子



ミクリッツ腹膜鉗子



腸鉗子



城所ケリー



剥離鉗子



ケリー剥離鉗子



アリス鉗子



単釣鉗子



バブコック鉗子



直角鉗子



粘膜鉗子



2. 原材料

ステンレス鋼

【使用目的又は効果】

布、臓器、組織又は血管を非外傷性に把持、結合、圧迫又は支持するために用いる手術器械である。

【使用方法等】

手術時、布、臓器、組織、又は血管を把持、結合、圧迫する。

【使用上の注意】

重要な基本的注意

**(1) 本製品がハイリスク手技に使用された場合には、プリオン病感染予防ガイドラインに従った洗浄、滅菌を実施すること。

**(2) 本製品がプリオント病の感染症患者への使用及びその汚染が疑われる場合には、製造販売業者又は貸与業者に連絡すること。

(3) 本製品は未洗浄、未滅菌の為、使用前に必ず洗浄・滅菌を施すこと。

(4) 本製品を包装から取り出す際、及び使用後、洗浄・消毒・滅菌時には先端に充分注意して取り扱うこと。

(5) 使用前に、変形・傷がないか、ネジおよびピンのゆるみ、は

- ずれ等がないかの不具合を確認の上、使用すること。
- (6)入りにくい場合など無理に穿ったりねじったりしないこと。
- (7)使用後は、表面に付着している血液、体液、組織片及び薬品等が乾燥しないよう直ちに洗浄すること。その際、取り外し可能な物は取り外し、そうでない物は可動部を良く動かしながら洗浄を施すこと。
- (8)電気メスを用いた接触凝固は、術者が感電、火傷する危険性があり、また器械の表面を損傷するので、行なわないこと。
- (9)塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるので使用を避けること。使用中に付着したときには水洗いすること。
- (10)本製品は金属であるため、度重なる使用による金属疲労により破損する。
- (11)鋸取、熱ヤケ除去作用の有る洗浄剤を使用すると、表面光沢が変化する。
- (12)術中は、本製品のピン・ネジやシャフトの破損を十分に注意すること。
- (13)異常に気づいた時は、直ちに使用を中止すること。
- (14)再使用の際には不具合がないか、必ず確認すること。

【保管方法及び有効期間等】

保管方法

- (1)貯蔵・保管にあたっては、洗浄をした後、腐食を防ぐために保管期間の長短にかかわらず必ず乾燥をすること
- (2)滅菌済のものを貯蔵・保管するにあたっては、再汚染を防ぐため清潔な場所に保管をするとともに、有効保管期間の管理をすること。

【保守・点検に係る事項】

- (1)本製品は、日常点検し器具が正常に動くことを確認すること。特に、刃部に破損がないか、ピンが飛んでいないか、充分に点検を行うこと。
- (2)洗浄・消毒・滅菌について

1. 洗浄

使用後は、表面に付着している血液、体液、組織片および薬品等が乾燥しないように、直ちに洗浄すること。

- I. 取り外せるタイプの物は取り外し、そうでないタイプの物は口を開き、酵素洗剤液に3分間浸すこと。
- II. 酵素洗剤液中でブラッシングすること。
- III. 酵素洗剤液中で5分間超音波洗浄すること。
- IV. 温水でよくすすぐこと。
- V. 汚れを点検すること。

2. 消毒

二次感染を防止するために、熱消毒または薬液消毒を行うこと。

3. 滅菌

**本品は未滅菌です。使用に際しては必ず洗浄し、適切に機能することが確認された高圧蒸気滅菌器による標準的滅菌条件又は、医療機関で滅菌バリテーションが検証され、有

効性が立証された滅菌条件により滅菌を行なうこと。

- (3)鋸を防ぐために以下のことを守ること。

- I. 使用後は直ちに清水で洗浄を行うこと。
- II. 酸やアルカリの強い洗剤は避け、必ず医療用の中性洗剤を使用すること。
- III. 洗浄後は直ちに乾燥させ、出来れば乾いた布で再度拭きとること。
- IV. 汚れが残った状態で滅菌・消毒を行わないこと。

- (4)使用後は以下の項目に関して点検を行うこと。

- I. 本製品に汚れ、変形、傷、ひび割れ、破損等がないか、その他、外観に異常がないか確認する。

- II. 中空構造を有する製品は、中空構造部分に汚れがないか確認する。

- III. 窓を有する製品は、窓部分に汚れがないか確認する。

- (5)使用を重ねることのより受ける、反復的な応力により金属疲労に曝されるため、明らかな疲労が見られる場合は、その器具は破棄し、新しい物と取り替える必要がある。

- (6)金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄時に使用しないこと。

- (7)可動部の動きをスムーズにするために、水溶性潤滑剤を塗布すること。

- (8)永年使用しない場合でも、金属疲労による折損が起きことがある。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社フジタ医科器械

郵便番号：113-0033

住 所：東京都文京区本郷 3-6-1

電話番号：03-3815-8810（代）